

各位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 吉岡 晃
(コード番号:2678 東証プライム)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 C F O 玉 井 継 尋
TEL 03-4330-5130

当社は、本日、会社法第 370 条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）により、以下のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

＜当社の取締役・執行役員・当社子会社取締役に対する本自己株式処分の概要＞

(1) 処 分 期 日	2025 年 9 月 1 日
(2) 処 分 する 株 式 の 種 類 お よ び 数	当社普通株式 33,300 株 (うち勤務継続条件付 19,900 株、ESG 指標条件付 13,400 株)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,574 円
(4) 処 分 総 額	52,414,200 円
(5) 割 当 先 お よ び その 人 数 な ら び に 割 当 株 式 数	当社の取締役※ 3 名 15,400 株 (うち勤務継続条件付 10,200 株、ESG 指標条件付 5,200 株) 当社の執行役員 9 名 13,200 株 (うち勤務継続条件付 6,600 株、ESG 指標条件付 6,600 株) 当社子会社取締役 2 名 4,700 株 (うち勤務継続条件付 3,100 株、ESG 指標条件付 1,600 株) ※監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役

当社は、当社の譲渡制限付株式の付与を受ける取締役（以下「付与対象取締役」）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしております。

同制度に基づき、付与対象取締役に対して譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」）として、年額１億６千万円以内（うち社外取締役は年額４千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人報酬分は含みません）の金銭報酬債権を支給すること、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことによって発行または処分

する普通株式の総数は年 100,000 株以内とすること、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当を受けた日より 3 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間とすることといたしております。

さらに、付与対象取締役以外にも、上記同様の目的により、当社の執行役員および当社子会社の取締役（付与対象取締役と併せて、以下「付与対象取締役等」と総称）に対しても譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしております。

2025 年 8 月 5 日開催の第 62 回定時株主総会決議および本日の会社法第 370 条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）により、付与対象取締役等を対象に、①譲渡制限期間中を通して、当社又は当社の連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを譲渡制限の解除条件とした（以下、「勤務継続条件」）譲渡制限付株式報酬の支給に加え、②エシカル e コマースを標榜する当社が ESG 課題の解決に対する実効性を高めることを目的に ESG 指標の達成を譲渡制限の解除条件とした（以下、「ESG 指標条件」）譲渡制限付株式報酬を支給することを決定いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要】

付与対象取締役等は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権または金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の処分を受けることとなります。

本制度による当社の普通株式の処分に当たっては、当社と付与対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①付与対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、付与対象取締役等計 14 名に対して、以下のとおり金銭報酬債権または金銭債権を出資財産として、当社の普通株式（以下「本株式」）を処分することといたしました。

(1) 付与対象取締役等向け譲渡制限付株式報酬（勤務継続条件付）

- ① 金銭報酬債権合計 31,322,600 円（うち取締役分 16,054,800 円、執行役員分 10,388,400 円、当社子会社取締役分 4,879,400 円）
- ② 普通株式合計 19,900 株（うち取締役分 10,200 株、執行役員分 6,600 株、当社子会社取締役分 3,100 株）

(2) 付与対象取締役等向け譲渡制限付株式報酬（ESG 指標条件付）

- ① 金銭報酬債権合計 21,091,600 円（うち取締役分 8,184,800 円、執行役員分 10,388,400 円、当社子会社取締役分 2,518,400 円）
- ② 普通株式合計 13,400 株（うち取締役分 5,200 株、執行役員分 6,600 株、当社子会社取締役分 1,600 株）

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025 年 9 月 1 日～2028 年 8 月 31 日

(2) 譲渡制限の解除条件

① 勤務継続条件

譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、付与した本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

② ESG 指標条件

当社が掲げるマテリアリティ（重点課題）に関連する以下 5 項目における年度目標のうち、所定の項目数を達成していたことを条件として、付与した本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

<E 環境>

- ① 1 箱あたり商品数の増加を通じた配達個数の低減
- ② 環境スコア付き商品に関する総スコア目標の達成

<S 社会>

- ③ 企業と従業員の結びつきをあらわす従業員エンゲージメント指数
- ④ 女性管理職比率 30%

<G ガバナンス>

- ⑤ ガバナンスに関する取り組みを評価する外部機関による評価

(3) 譲渡制限期間中に、付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由により退任または退職した場合の取り扱い

当社は、譲渡制限期間中、本処分期日が属する事業年度に係る当社の半期報告書の提出日の翌日以後に付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他正当な事由（付与対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれない、以下同じ）により、当社または当社の連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかをも退任または退職した場合（かつ、ESG 指標条件付の場合、ESG 指標条件のうち、既に所定の項目数を達成していた場合）には、その退任または退職の理由が死亡によるものであるときには、その死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、また、その退任または退職の理由が死亡以外のその他の正当な事由によるものであるときには、譲渡制限期間が満了した時点において、勤務継続条件および ESG 指標条件に紐付いた本株式の全部について、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、勤務継続条件が達成されなかった場合には、前記(3)に該当する場合を除き、当該時点の直後をもって、当該時点の直後において付与対象取締役等が保有する譲渡制限が解除されていない勤務継続条件に紐付いた本株式の全部について、当然にこれを無償取得する。

当社は、ESG 指標条件が達成されなかった場合には、当該時点の直後をもって、当該時点の直後において付与対象取締役等が保有する譲渡制限が解除されていない ESG 指標条件に紐付いた本株式の全部について、当然にこれを無償取得する。さらに、当社は、前記(3)に規定する場合のうち、その退任または退職の理由が死亡によるもので ESG 指標条件が達成されていなかった場合には、その退任または退職の時点をもって、また、その退任または退職の理由が死亡以外の正当な事由によるものであるときで ESG 指標条件が達成されていなかった場合には、当該退任もしくは退職の日をもって、ESG 指標条件に紐付いた本株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

(5) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象取締役等が当社指定の証券会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象取締役等が保有する本株式の口座の管理に関連して当該証券会社との間において契約を締結している。また、付与対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が、本処分期日が属する事業年度に係る当社の半期報告書の提出日の翌日以後であり、かつ、当該譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る）には、（ESG 指標条件付の場合、ESG 指標条件が達成されることを前提として）それぞれ勤務継続条件および ESG 指標条件の各条件に紐付いた本株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

上記場合において、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における付与対象取締役等の保有に係る譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する自己株式処分は、本制度に基づく当社または当社子会社の 2026 年 5 月期に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権等を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 8 月 7 日（会社法第 370 条による決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 1,574 円としております。これは、当該決議日の直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上